

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2023年 3月 2日 No. 28

J R 東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

西さん仮処分申立 「不当決定！」

「不当却下決定」を許さず、強制出向無効を勝ち取ろう！

3月1日、大阪地方裁判所第5民事部岩崎雄亮裁判官は、西三喜夫さんの「出向命令無効確認等仮処分命令申立事件」に対して、不当にも「却下」の決定を下しました。

西さんは、関西新幹線サービックへの強制出向に対して、①サービックへの出向命令の効力を仮に停止する。②サービックで勤務する雇用契約上の義務がないことを仮に確認する。との決定を求めて、仮処分申立を行っていました。

また、西さんは、下茂さん、前田さんとともに、54歳原則出向制度を悪用した強制出向に対して提訴しています。裁判（本訴）は時間を要するため仮処分申立を行っていました。

西さんの仮処分申立に対する不当却下決定を許さず、本訴における闘いで、西さん、下茂さん、前田さんの強制出向の無効を勝ち取ろう！

却下ありきの誤りだらけの裁判所の判断

大阪地裁岩崎裁判官の却下ありきの誤った判断の特徴点を以下に記載します。

1. 保全の必要性について

①賃金上の不利益について

手当4万1000円減額について、債権者（西さん）は生計を一応維持し得る程度の給与の支払を受けているので、保全の必要性は認めることはできない。仮に保全命令を発令しても、専任社員雇用契約の内容について争いがある状況の下、債権者に対して新幹線運転士としての職務手当が支払われることが見込まれるとはいえない。

②サービック京都事業所において就労することによる不利益について

組合活動が妨げられる、新幹線運転士としてのスキルが低下することについては、債務者（J R 東海）の任意の履行を期待することができないため、保全命令を発令する必要性があると認めることはできない。（J R 東海は、仮に仮処分命令が発令されとしても、これを受け入れて任意に履行するつもりがない、とトンデモナイ主張をしています）

なお、仮に債務者による任意の履行が期待できる場合でも、組合活動における不利益が生ずるとしても、これによって組合活動を行うことが不可能となると認めることはできない。債権者の組合活動に支障があったとしても、直ちに債権者にとっての著しい損害に当たるとは評価できない。

新幹線乗務員としてのスキルの低下については、5年間程度、新幹線運転士としての業務を離れた者に対して、再度、運転士として業務に就かせていることから、債権者が将来、新幹線運転士としての業務に就くことが不可能となると認めることはできない。

2. 結論

以上によれば、被保全権利（①出向命令権の存否、②本件出向命令が権利の濫用に当たるのか）の有無にかかわらず、債権者らの本件申立てには理由がないから、これらを却下することとし、主文のとおり決定する。